

富里市学校適正配置検討委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、富里市学校適正配置検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開始予定時刻までに、会議受付で氏名等を記入し、会議の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。
- (2) 傍聴受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了とする。

3 傍聴することができない者

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物又は会議妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に規定する者のほか、議長において傍聴を不適當と認める者

4 傍聴人の遵守事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反に対する措置

傍聴人が遵守事項に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和8年6月26日から施行する。